

令和6年第4回足寄町議会定例会議事録（第1号）

令和6年12月3日（火曜日）

◎出席議員（13名）

1番	早瀬川	恵君	2番	井脇	昌美君
3番	榑原	深雪君	4番	矢野	利恵子君
5番	田利	正文君	6番	高橋	健一君
7番	木村	明雄君	8番	細川	勉君
9番	川上	修一君	10番	進藤	晴子君
11番	多治見	亮一君	12番	二川	靖君
13番	高橋	秀樹君			

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	渡辺俊一君
足寄町教育委員会教育長	東海林弘哉君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸山晃徳君
総務課長	保多紀江君
福祉課長	森岡彰寿君
住民課長	金澤眞澄君
経済課長	佐々木康仁君
建設課長	松野孝君
国民健康保険病院事務長	川島英明君
会計管理者	加藤勝廣君
消防課長	大竹口孝幸君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	丸山一人君
------	-------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	山田弘幸君
-----------	-------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	横田晋一君
事務局次長	鈴木研司君
総務担当主査	飯野真有君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 3＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 3～P 4＞
- 日程第 3 諸般の報告（議長）＜P 4＞
- 日程第 4 行政報告（町長・教育長）＜P 4～P 6＞
- 日程第 5 報告第 1 8 号 予定価格 1,000 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜P 6～P 7＞
- 日程第 6 報告第 1 9 号 足寄町水道事業の業務に関する予定価格 1,000 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜P 7＞
- 日程第 7 議案第 7 7 号 足寄町第 7 次総合計画基本構想及び基本計画（令和 7 年度～令和 1 6 年度）について＜P 7～P 9＞
- 日程第 8 議案第 7 8 号 足寄町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例＜P 9～P 1 1＞
- 日程第 9 議案第 7 9 号 足寄町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例＜P 1 1～P 1 2＞

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（高橋秀樹君） 全員の出席であります。

ただいまから、令和6年第4回足寄町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（高橋秀樹君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、4番矢野利恵子君、5番田利正文君を指名いたします。

◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長、進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君） 昨日開催されました、第4回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日12月3日から12月18日までの16日間とし、このうち、4日から14日までの11日間は休会となります。

次に、審議予定について報告いたします。

本日、12月3日は、最初に議長の諸般の報告を行います。

次に、町長からの行政報告を受けます。

次に、教育長からの行政報告を受けます。

次に、議案等の審議方法について申し上げます。

最初に、報告第18号と報告第19号の報告を受けます。

次に、議案第77号については、提案理由の説明を受け、質疑を行った後、足寄町第7次総合計画審査特別委員会を設置し、会期中の審査といたします。

次に、議案第78号と議案第79号を即決で審議いたします。

15日の日曜日に、一般質問などを行います。

16日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

なお、議案第80号から議案第86号までの補正予算案は、後日提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

今定例会中に町長から追加議案が提出される予定ではありますが、提出されました際に、再度議会運営委員会で協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（高橋秀樹君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの16日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月18日までの16日間に決定いたしました。

なお、16日間のうち、4日から14日までの11日間は休会としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 異議なしと認めます。

よって、11日間は休会と決定いたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、12月5日木曜日の午後4時まででありますので、よろしくお願いいたします。

◎ 諸般の報告

○議長(高橋秀樹君) 日程第3 諸般の報告を行います。

議長のほうから報告を行います。

先月11月13日、東京都において第8回町村議会議長全国大会が行われました。ここにおいて、特別決議2件、決議28件、議員のなり手不足対策及び議会の多様な人材参画に関する重点要望が行われました。また、内容についてはこちらの諸般の報告に記載してありますので、御一読よろしくお願いいたします。

これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

○議長(高橋秀樹君) 日程第4 行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、渡辺俊一君。

○町長(渡辺俊一君) 議長のお許しを頂きましたので、2件の行政報告を申し上げます。

足寄町第6次総合計画令和5年度事業実績及び令和6年度事業実績見込みについて、御報告いたします。

総合計画は、平成23年の地方自治法改正により、市町村の策定義務はなくなりましたが、本町のまちづくりを進めていく上で指針となる中長期的な計画は必要であるとの認識のもと、足寄町第6次総合計画に

基づき、毎年度実施計画の見直しを行い、各種事業を推進しております。

令和5年度の事業実績は、資料1のとおりで、主な事業といたしましては「特別養護老人ホーム新築事業」として老朽化した特別養護老人ホーム建て替えに向けた用地取得・実施設計を行ったほか、「校舎等施設整備事業」として、芽登小学校の屋根・外壁・内部改修と、螺湾小学校屋体の天井鉄骨部塗装・照明LED化、「下水終末処理場長寿命化事業」として長寿命化のための電気工事を行いました。

実績見込みに対する実績の割合は、総事業費で91.88%となっており、減少した主な要因といたしましては、「橋梁長寿命化修繕事業」の一部工事を翌年度に繰り越したことや、昨今の農業情勢から新規投資が伸び悩み「畜産振興資金」の貸付実績が想定を下回ったこと等によるものです。

次に、令和6年度の実績見込みは資料2のとおりで、主な事業といたしましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施した「令和6年度足寄町物価高騰重点支援給付金給付事業」において住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯へ支援を行ったほか、「特別養護老人ホーム新築事業」として新たな特別養護老人ホームの建物及び外構の工事を行っております。また、「森林環境推進事業」では、森林環境譲与税を活用し、森林組合が受託事業として行う造林事業等に対する補助を行っております。

令和6年度の総事業費の見込みは40億587万1,000円で、計画に対する割合が70.43%となっており、計画値を下回った主な要因といたしましては、「特別養護老人ホーム新築事業」の工事を令和6～7年度の2か年で行うこととしたためです。

なお、令和7年度以降の実施計画につきましては、本定例会で提案させていただいております足寄町第7次総合計画基本構想

及び基本計画（令和7年度～令和16年度）の添付資料として配布しておりますので、御参照願います。

以上、足寄町第6次総合計画令和5年度事業実績及び令和6年度事業実績見込みについての報告とさせていただきますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、御報告といたします。

次に、第4期十勝定住自立圏共生ビジョンについて御報告いたします。

定住自立圏構想は、圏域の中心的な役割を担う中心市と近隣町村が、それぞれの魅力を活かしながら、相互に役割分担し、連携・協力することにより圏域全体で必要な生活機能を確保し、定住のための暮らしに必要な諸機能を総体として持ち合わせた魅力あふれる地域を形成していくことを目指すものであります。

十勝圏におけるこれまでの取組状況につきましては、平成21年11月から約1年間の調査・研究を経て、十勝管内全市町村で定住自立圏形成を目指すことで合意し、平成22年12月に帯広市が圏域における中心的役割を担う意思を表明する「中心市宣言」を行いました。平成23年7月には帯広市と18町村との間で3分野19項目からなる定住自立圏形成協定を締結したところであります。本協定の締結を受け、平成23年9月には、圏域の将来像や関係市町村が連携して推進する具体的な取組内容を定めた「十勝定住自立圏共生ビジョン」を策定しました。

平成28年3月には「第2期十勝定住自立圏共生ビジョン」を策定し、高齢者の生活支援体制の構築、スポーツ大会の誘致など5つの取組項目を追加し、24項目にわたる取組を進めてきました。

また、令和2年3月には令和6年度までを計画期間とした「第3期十勝定住自立圏共生ビジョン」を策定し、圏域レベルのデータ集積・活用など3つの取組を終了するとともに、バイオマスの利活用の推進な

どの3つの項目について見直しを行い、21項目にわたる取組を進めてきたところであります。

この間、毎年度、関係者等で構成する「十勝定住自立圏共生ビジョン懇談会」や十勝管内の全市町村長による「市町村長意見交換会」において、取組状況の検証や新たな共生ビジョンの策定に向けた協議などを行い、改訂版を策定・公表してきたところですが、このたび、「第4期十勝定住自立圏共生ビジョン」の原案が別冊のとおり取りまとめられましたので、その概要について御報告いたします。

第4期十勝定住自立圏共生ビジョンの全体構成は、現ビジョンと同様、4章の構成とし、追加・修正した箇所については、下線を付しております。第1章では、現ビジョンの取組経過を追加したほか、計画期間を令和7年度から令和11年度までの5年間としております。

第2章では、数値などを時点更新したほか、各分野において、現ビジョンでの取組経過やその成果、課題などを追加しております。

第3章では、定住自立圏の協定締結以降、3期にわたって進めてきた取組の成果のほか、今後、加速化が見込まれる人口減少社会への対応として、地域の稼ぐ力の向上や将来的な人手不足への対策など、中長期的な視点で課題を捉え、圏域をあげて取り組む必要があることなどを追加しております。

なお、人口の将来展望につきましては、現在、各市町村で策定作業中の新たな人口ビジョンを勘案し、管内市町村の展望人口の合算値の掲載を想定しており、今後、各町村の数値が集約され次第更新するものです。

第4章では、協定に基づき推進する具体的な取組として、取組項目一覧のとおり3分野、医療・福祉・教育など10分類21項目となっております。

現ビジョンからの主な追加部分としましては、「救急医療体制等の確保」において、2次救急医療体制の確保に係る圏域全体での支援の仕組みが構築されたことから、取組概要を修正しています。また、「鳥獣害防止対策の推進」において、「鳥獣被害対策実施隊の体制等の検討」を追加し、捕獲等を行う鳥獣被害対策実施隊の課題解決や連携の方法などについて検討を進めることになっております。

なお、現在、十勝管内全19市町村において、本原案をもとにパブリックコメントを実施しており、寄せられた御意見を考慮して最終案が取りまとめられる予定であります。

なお、今回のビジョンの取組項目の変更に伴い、協定書の変更が必要となりますことから、令和7年第1回議会定例会に定住自立圏形成協定の変更議案を提案させていただきますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます、御報告といたします。

以上で、2件の行政報告といたします。

○議長（高橋秀樹君） 次に、教育委員会から教育委員会行政報告の申出がありましたので、これを許します。

教育長、東海林弘哉君。

○教育長（東海林弘哉君） 議長のお許しをいただきましたので、学校給食費の値上げについて御報告いたします。

昨今の世界情勢や異常気象等により原材料費が高騰する中、栄養価に配慮しつつ、献立の工夫や安価な食材に切り替えるなど、食材費の抑制に努めてまいりましたが、学校給食に求められる基準栄養量を確保しながら、安定的に提供していくことが大変厳しい状況となっています。そのため、さきで開催されました第3回定例会において、給食費の増額補正について議決いただいたところです。

このような状況の中、本町の給食提供にはできる限り地場産品を使用し、児童・生

徒への食の安全・安心を保持してまいりましたが、令和7年度以降も1食あたり、小学生241円、中学生294円、高校生249円では、安定的に給食を提供することが困難と判断しました。

このため、去る11月7日に開催しました「学校給食センター運営委員会」に、1食あたりの給食費を小学生は41円値上げして282円に、中学生は50円値上げして344円に、高校生は42円値上げして291円にそれぞれ改定することについて諮問したところ「令和7年度より給食費を値上げ」することについて、全会一致で妥当とする旨の答申をいただきました。

これを受け、11月15日に開催しました教育委員会において、給食費の値上げに関し承認を受けたところでございます。

令和7年度からの値上げに伴い、引き続き、地場産品をより多く使用し、児童・生徒に対する給食の質や必要な栄養価を確保するとともに、安全・安心な給食の提供と食育指導に努めてまいります。

なお、平成27年度から実施の足寄町学校給食費無償化事業補助金により、引き続き児童・生徒の保護者負担はありません。

以上、給食費の値上げについて御理解賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（高橋秀樹君） これで、行政報告を終わります。

◎ 報告第18号

○議長（高橋秀樹君） 日程第5 報告第18号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長、保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） 議案書1ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、報告第18号予定価格1,000万円以上の工事又は製

造の請負契約の締結について、御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり御報告するものでございます。

2ページに添付しております別紙を御覧ください。

令和6年8月16日から令和6年11月15日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第1号の規定により御報告する工事または製造の請負は、下記のとおり5件でございます。

以上のとおり御報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 報告第19号

○議長（高橋秀樹君） 日程第6 報告第19号足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

建設課長、松野孝君。

○建設課長（松野 孝君） 3ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、報告第19号足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、御説明申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり御報告するものでございます。

4ページの別紙を御覧ください。

令和6年8月16日から令和6年11月15日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第2号の規定により御報告する工事または製造の請負は、山手通配水管敷設替工事1件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 議案第77号

○議長（高橋秀樹君） 日程第7 議案第77号足寄町第7次総合計画基本構想及び基本計画（令和7年度～令和16年度）についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長、渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第77号足寄町第7次総合計画基本構想及び基本計画（令和7年度～令和16年度）について、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊のとおり、足寄町第7次総合計画基本構想及び基本計画を定めましたので、足寄町議会総合条例第11条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本計画につきましては、5回にわたる総合計画策定専門委員会において検討いただいた後、11月15日開催の足寄町総合開発審議会に諮問し、答申をいただいております。

計画の内容について御説明を申し上げます。別冊の総合計画つづり1ページをご覧

ください。

計画策定の趣旨について記載しておりますが、総合計画は市町村の様々な計画の基本となるものであり、足寄町が目指すまちづくりや、それを実現するための施策等を定める重要な計画でございまして、以前は地方自治法において市町村は議会議決を経て、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定めこれに則して行うようにしなければならないと規定されていましたが、平成23年の地方自治法改正でこの規定が削除され、策定義務がなくなりました。

しかしながら、総合計画の策定義務が撤廃されても、本町のまちづくりを進めていく上で指針となる中長期的な計画が必要であることから、現在の足寄町第6次総合計画に掲げたまちづくりの目標に対して施策の成果や課題を適切に評価し、今後を見ずえた持続可能なまちづくりを実現するため、足寄町が目指す将来像を明確に提示した令和7年度から令和16年度までの10か年計画として、足寄町第7次総合計画を策定したものでございます。

2ページを御覧ください。

計画の構成と期間についてですが、総合計画は基本構想、基本計画、実施計画で構成し、計画期間は令和7年度から令和16年度までの10か年でございます。

3ページをお願いします。

計画の進行管理につきましては、毎年度基本計画に掲げる施策・事業の進捗や効果について評価し、その結果に基づき見直しや改善を行って適切な進行管理に努めていきます。

4ページから5ページについては、時代の潮流について、6ページから12ページには、計画の背景としまして、足寄町の沿革、立地条件、自然条件、人口、町民参加による計画づくりについて記載しております。

13ページからが基本構想となります

が、「誰もが安心して暮らせる豊かで活気あふれるまち あしよろ」を将来像といたしました。

14ページで基本目標としまして、緑豊かな自然と共生し安心して暮らせる快適なまちづくり、いつまでも健康で安心して暮らせる支え合いのまちづくり、多様な人々が豊かな考えや個性を受け入れ、共に成長していくまちづくり、地域の特性を活かした産業で魅力と活力を生み出すまちづくり、ともに考え未来につなぐまちづくり、の五つを基本目標といたしました。

15ページでは、人口指標として人口推計の各種参考値を記載し、施策による効果が着実に反映されれば、令和32年の人口が4,289人となり、国立社会保障・人口問題研究所推計の3,759人と比較し約500人の施策効果が見込まれ、人口減少は続くものの減少抑制を図ることができると推計いたしました。

16ページを御覧ください。

施策の体系については、五つの基本目標を達成するための施策として40施策を掲げております。

17ページから18ページにつきましては、SDGsとの関連について記載しております。

19ページ以降が基本計画となりますが、基本計画では五つの基本目標を章立てをして各章に節を設け、節の項目は20ページの土地利用計画から、81ページの広域行政の推進までの40の項目について、現状と課題、基本方針、施策の内容を記載しております。

なお資料として、足寄町第7次総合計画前期実施計画を添付しておりますが、本実施計画においては、足寄町第7次総合計画基本構想及び基本計画の内容を踏まえ令和7年度から令和11年度までの5年間に実施を予定している、おおむね100万円以上の普通建設事業や政策的な取組を中心に計画をまとめ、5年間の総事業費は180

億592万3,000円としております。財源内訳ですが、国庫支出金が33億3,101万2,000円、道支出金が8億9,706万3,000円、地方債が50億4,840万円、その他財源が29億1,229万4,000円、一般財源が58億1,715万4,000円となっております。

国、地方ともに厳しい財政状況が続く中、社会の変化に適応した施策が求められており、エネルギー価格や物価高騰対策も必要なことから、今後の財政的な見通しを立てることが非常に困難な情勢にあります。地方交付税の減少などによっては、今回の実施計画の内容を修正する必要性が生じる可能性もありますが、引き続き行財政運営の簡素効率化と情報収集に努め、状況を的確に見極めた上で総合計画計上事業の執行を進めてまいりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 質疑、この内容について質疑してもいいですか、それともこの後で何か。

○議長（高橋秀樹君） 特別委員会を設置いたしますので。

○4番（矢野利恵子君） 特別委員会設置します。

○議長（高橋秀樹君） はい。

○4番（矢野利恵子君） では、特別委員会で聞きます。

○議長（高橋秀樹君） 質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件につきましては、総合条例第11条第2項の規定により、議長を除く12名の委員で構成する足寄町第7次総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託して、会期中の審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、議長を除く12名の委員で構成する足寄町第7次総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託して、会期中の審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩中に特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いします。

午前10時37分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

諸般の報告を行います。足寄町第7次総合計画審査特別委員会の正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告します。

委員長に二川靖君、副委員長に多治見亮一君、以上のとおりです。

◎ 議案第78号

○議長（高橋秀樹君） 日程第8 議案第78号足寄町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長、森岡彰寿君。

○福祉課長（森岡彰寿君） 議案書の6ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第78

号足寄町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、介護保険法施行規則に規定する、町が条例で定めるにあたり従うべき地域包括支援センターの職員配置について柔軟な職員配置を可能とするため、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が、令和6年4月1日に施行されたことに伴い、本町における地域包括支援センターの職員等の配置基準について、所要の改正を行うものでございます。

改正内容について御説明を申し上げます。

6ページの改め文の朗読を省略させていただきますので、新旧対照表により御説明いたしますので、8ページをお開きください。

条例第4条第1項中員数の次に、「（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第2項を第3項とし、第1項の次に第2項として、「2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の

職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2名とする。」を加え、改正後の第3項以降について引用する項の文言整理を行うものでございます。

6ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第78号足寄町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第78号足寄町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件は、原

案のとおり可決されました。

◎ 議案第79号

○議長（高橋秀樹君） 日程第9 議案第79号足寄町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、松野孝君。

○建設課長（松野 孝君） 10ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第79号足寄町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴い、水道法施行令等の一部が改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直されたため、所要の改正を行おうとするものでございます。

10ページから13ページまでの改め文の朗読は省略させていただきます、改正内容につきましては新旧対照表により御説明いたしますので、14ページ、15ページを御覧ください。

まず、第3条につきましては、布設工事監督者の資格要件を定めるものですが、第1項各号の実務経験について、工業用水道、下水道、道路または河川に関する実務経験も水道等として対象とし、学歴及び学科要件に土木工学科以外の課程を追加し、実務経験の見直しを行うものです。

第1項第1号においては、衛生工学または水道工学を履修することにより、必要とする技術上の実務経験年数を短縮できる規定を廃止し、3年以上水道等に関する技術

上の実務に従事した経験を有するものに改め、第3号は字句の整理を行い、第4号を第5号に、第5号を第7号として字句の整理を行い、第6号中の技術上の実務に従事した経験年数を改め第8号とし、第7号を第9号とするものです。

次に16ページ、17ページを御覧ください。第8号を第10号として字句の整理を行うものです。

14ページ、15ページへお戻りください。第2号は大学において、第4号は短期大学において、第6号は高等学校または中等教育学校において機械科もしくは電気科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した後、第2号につきましては4年以上、第4号は6年以上、第6号は8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を加えるものでございます。

続いて16ページ、17ページを御覧ください。第11号といたしまして、土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を加えるものでございます。第2項は、簡易水道等事業の場合の実務経験年数は、第1項の各号に規定する年数の2分の1以上とするもので、今回第1項各号を改めることに伴いまして、字句の整理を行うものです。

18ページ、19ページを御覧ください。

第4条は、水道技術管理者の資格要件を定めるものですが、第1号を前条第1号、第3号または第5号に規定する学校において、土木工学科もしくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者について3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業したものについては7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者とするものでございます。第2号、第4号及び第5号において

字句の整理を行い、第7号に技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者、第8号に土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を加えるものでございます。

20ページ、21ページを御覧ください。第2項は、簡易水道等又は1日最大給水量が1万立方メートル以下である専用水道の場合の実務経験年数は、第1項各号に規定する年数の2分の1以上とするもので、今回第1項各号を改めることに伴い、字句の整理を行うものでございます。

13ページへお戻りください。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものとしております。

以上、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第79号足寄町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第79号足寄町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 散会宣告

○議長（高橋秀樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

次回の会議は、12月15日、午前10時より開会いたします。

大変御苦労さまでございます。

午前11時00分 散会

